

県南地域（白河市）から避難した申立人ら母子（未就学児を含む）について、自宅付近の除染状況、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あること等を考慮し、平成25年5月分までの避難費用、生活費増加分等の賠償が認められた事例。

1111

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間（年月日を含む。以下、同様とする。）に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1 平成23年分

- (1) 避難費用（避難交通費）
（平成23年10月27日）
- (2) 避難費用（宿泊費）
（平成23年8月19日～平成23年10月9日）
- (3) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成23年3月11日～平成23年12月31日）
- (4) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成23年10月27日～平成23年12月31日）
- (5) 生活費増加費用（教育費）
（平成23年11月11日～平成23年11月29日）
- (6) 一時立入費用
（平成23年9月21日～平成23年10月2日）
- (7) 就労不能損害
（平成23年8月1日～平成23年12月31日）
- (8) 精神的損害
（平成23年3月11日～平成23年12月31日）

2 平成24年分以降

- (1) 避難費用（交通費）
（平成26年3月31日）
- (2) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成24年1月1日～平成25年5月31日）
- (3) 就労不能損害
（平成24年1月1日～平成24年1月31日）
- (4) 避難雑費
（平成24年1月1日～平成25年5月31日）

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金275万7226円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 平成23年分

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 避難費用 (避難交通費) | 金7200円 |
| (2) 避難費用 (宿泊費) | 金3万6900円 |
| (3) 生活費増加費用 (家財道具購入費用) | 金20万円 |
| (4) 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分) | 金6万8086円 |
| (5) 生活費増加費用 (教育費) | 金9万9970円 |
| (6) 一時立入費用 | 金2万4480円 |
| (7) 就労不能損害 | 金46万3292円 |
| (8) 精神的損害 | 金48万円 |

2 平成24年分以降

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 避難費用 (避難交通費) | 金7200円 |
| (2) 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分) | 金51万7131円 |
| (3) 就労不能損害 | 金9万2659円 |
| (4) 避難雑費 | 金68万円 |

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

金8万0308円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金40万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目 (第1記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名 (記名) 押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年8月17日

(仲介委員 石原弘隆)